

令和6年度事業計画書

理念体系

医療法人誠井会介護部全体で

- Mission(存在意義)
- Vision(中長期的に目指す姿)
- Values(理念・運営方針)

の共有により、地域の医療介護福祉の質の向上を進めていき、持続的な成長を目指します。



Mission

「感動の介護」

私たちは関わる全ての人の心を動かすことが出来るようなケアを目指します

Vision

- 井料デイサービスセンター
「自由と自律を目指す」
- 井料居宅介護支援事業所
「ケアプランの中身をしっかりと観る」
- 小規模多機能ホーム陽だまり
「よいどこいにせんなら」
- グループホーム陽だまり日輪荘
「皆様がくつろげる、ほっとできるケア」
- グループホーム福寿荘
「優しい時間を紡ぐ」
- サービス付き高齢者向け住宅サンライズ吹上
「入居者参加型」

Values

- 理念
「ほっ」としていただける、そんなところを目指します。
家族のような「思いやり」のこころを持ち、住み慣れた我が家のような雰囲気の中で、こころからゆったりとくつろげるサービスを心がけます。
- 運営方針
 - 利用者中心の福祉サービスを提供します
 - 福祉・介護の質の向上に常に努力します
 - 地域の医療・福祉機関との緊密な連携を大切にします
 - 医療法人誠井会の職員としての自覚を持ち、皆様への接遇を大切にします

医療法人誠井会の事業概要

■ 井料クリニック
平成4年8月開院
脳神経外科・皮膚科



■ グループホーム陽だまり日輪荘
平成23年4月開設
1ユニット9名入居可能
介護予防拠点併設



■ 小規模多機能ホーム陽だまり
平成26年5月開設
登録定員29名
通い18名
宿泊 5名



在宅
支援

入居
支援

■ 井料居宅介護支援事業所
居宅介護支援及び介護予防支援
平成15年1月開設



■ グループホーム福寿荘
平成26年5月開設
1ユニット9名入居可能



■ サービス付き高齢者向け住宅
サンライズ吹上
平成24年4月開設 30室32名入居

■ 井料デイサービスセンター
通所介護事業及び
霧島市介護予防
日常生活支援総合事業
平成15年1月開設
月曜日から金曜日 定員65名
土曜日 定員40名



採用計画

■ 募集職種・人数・採用時期

事業所名	井料デイサービスセンター	募集職種	介護職
募集人数	常勤・非常勤 若干名	採用時期	2024年度

基本的には欠員が生じた場合において補充します。人員基準は介護保険法により変わることもあり、採用については現場の状況を勘案しながら見直しを行います

■ 人材へ求める条件

スペック		
絶対に必要な条件	普通自動車免許	高齢者に対する優しさ
	正看護師・准看護師	
あればなお良い条件	介護福祉士	介護職員初任者研修

■ 採用スケジュール

時期	採用業務内容
3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度事業計画の策定 ・要員調査 ・求める人材像と採用計画の策定
4月から	2024年度中に1～2名の常勤またはパート職員の採用 求人先: ハローワーク国分、法人ホームページへの掲載、 必要に応じてインディード等の求人サイトへの掲載

委員会活動編成

委員会名	デイ	日輪荘	福寿荘	陽だまり	吹上	居宅
保健衛生・感染対策委員会	児玉 大隣 竹下	今村(直)	西園	米永	飯森	新福
給食・栄養マネジメント委員会	池ノ上 瀬戸口 斎藤	松元	胡摩窪	西	肥後	-
ハラスメント・リスクマネジメント委員会	山中 東郷 田野	岩崎	有田	宮永	福元	倍盛
身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会	水流 日高 大山	新森	山口	今村	牛ノ濱	倍盛
人財育成・職員研修委員会	池田 永野	新森 山口	山口 西園	秋丸	中村	小山
防災・非常災害対策委員会	安田 加治木	山口 今村(幸)	廣原	吉岡	川畠	倍盛
アクティビティ・地域活動推進委員会	小田 竹山 井料	佐久間	森山	白野	宮田	-
生産性向上委員会	加治木 永野	新森	山口	吉岡 秋丸	牛ノ濱	小山・新福 倍盛

令和6年度 事業計画のポイント①

「令和6年度介護報酬改定について」

2024年度の介護報酬改定においては地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保に関することを柱として検討されました。

介護報酬改定全体の改定率は1.59%プラスとなることが決定し、内訳は、1.59%のうち0.98%が介護職員の処遇改善を目的として、また残り0.61%が介護職員以外の処遇改善を目的として引き上げられます。また、1.59%の引き上げ以外にも、処遇改善加算の一本化や光熱水費の基準費用額増額による介護施設の増収を理由に、0.45%相当の引き上げ効果が見込まれており、合計で2.04%相当の引き上げと見込まれています。

介護報酬全体で見るとプラス改定となっていますがサービス単位で見えていくと全く楽観視出来るものではなく、当法人としても引き続き事業所・個人単位でコスト意識をしっかりと持ちながら業務に当たる必要と、人材難の中で如何に働きやすい職場づくり、介護という仕事に情熱を持ちながらケアに当たれるかを環境として作っていくことが重要です。ひいてはそれがご利用者様個別の満足度に繋がっていくと考えます。

国からも「生産性」という言葉がこの介護業界においても盛んに使われるようになりました。当法人としても取り組みを行うべく、次のポイント②へ生産性向上について記載をしています。本年度からは生産性向上委員会を立ち上げ、厚生労働省から示されているガイドラインに沿って取り組みを行ってまいります。

令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

日本は少子超高齢化社会の真ただ中にあり、2040年問題に向かっています。生産年齢人口の減少で全産業で人手不足が深刻化していきますが、介護業界はそのあおりを強く受けることが想定できます。

今回その中で国から生産性向上という言葉が新たに強く打ち出されました。

これについては「質の確保」を求める意味合いが非常に強く、生産性の向上の目的な「介護の質を高める」ということです。

生産性向上のポイントとしては3つ①人材育成 ②チームケア ③情報共有 があります。

そして、3M(無理・無駄・ムラ)と5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)が非常に重要な要素です。

生産性向上という大きな言葉に対して何か大きな取り組みを行うということではなく、まず自分たちに出来る身の回りのことから、そして現在生じている課題に対して働きかけを行っていきたいと思います。

取り組む流れについて

まず、施設内の整理整頓を行いましょう（施設空間、物品管理、データフォルダ等）

課題把握シート・業務時間見える化ツールを活用して実行計画を立てます

優先的に解決すべき課題から解決していきます

PDCAサイクルを行い約3ヶ月のspanで取り組み、ブラッシュアップ

令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

区分	取り組み内容
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none">・年度初めの定例会にて事業計画の説明を行うがその場で理念や運営方針、人材育成についての説明を行い、令和6年4月より生産性向上委員会を立ち上げ、業務やケアの改善や仕組みの明確化を図る・介護未経験者、短時間勤務希望者、中高齢層、有資格者など現状行っている幅広い層の採用の取り組みを継続する・中学生の職場体験の受け入れや職場説明会への参加の継続、広瀬地区の夏祭りや敬老会への参加などによる介護や介護の仕事の魅力が高められるような取り組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・働きながら資格向上を目指す職員へのサポートとして研修費や資格取得の助成、出張時の勤務取り扱いの規定があるためその再周知や研修についての説明を行う・キャリアアップについての研修の受講や当法人のキャリア段位制度（ケアスキルマイスター）と人事考課の連動を図る・定期的な個別面談の実施の継続
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">・職員の状況等に応じた勤務シフトへ今後も可能な限り対応をし、職員との面談を通じた雇用形態の変更などの相談を行える・有給休暇を取得しやすい意識作りのため、年間の取得計画を作成し各々「〇%は使うようにしましょうという」目標を掲げていく
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・業務や福利厚生、心身の状況について相談を出来るように現在のハラスメントの窓口の幅を広げ、職員の相談窓口として対応出来るようにする・当事業所で勤務するすべての職員が健康診断を必ず受診し（夜勤者は年2回）、ストレスチェックについても年2回実施していく。また休憩時間は現場を離れ、法人で準備している休憩室等を活用して心身の休息に努める・事故、トラブルへの対応マニュアルとして特に利用者からの苦情やハラスメントへの対応を重視した形で作成をし研修を行う
生産性向上のための業務改善の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・生産性向上委員会を立ち上げ（委員は各事業所の管理や及び部長・部長代理）現場課題の吸い上げと課題解決により職場環境の整備を行う・現在各事業所で作成している業務手順書について見直しを行い新人職員でも理解しやすく、また教える側も分かりやすいようにする・委員会活動を今後も各事業所を横断して行い、指針や各種計画についても共有できるものとしていく
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">・毎月のカンファレンス実施の際の職員の気づきからの職場環境やケア内容を改善していき、議事録にて共有を図る・地域包括ケアの一員として、社会参加の取り組みでの地域の小学校へのぞうきんの寄贈や子育てサロンへのクリスマスプレゼントのお届けなど交流機会を継続していく・法人の理念や運営方針について年度初めの事業計画説明の際にその重要性を学ぶ機会を確保していく

令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

概要

介護サービス事業(居宅サービス分)における生産性向上に資するガイドライン改訂版

目的

- 生産性向上に取り組む介護事業所の改善活動を支援するために、支援ツールの活用による事業所課題の抽出や、取組内容の検討等の一連の流れを解説し、改善活動のノウハウを普及する。
- 改訂したガイドラインや支援ツールの公表を通じて、介護事業所の改善活動の横展開を支援する。

本ガイドラインの概要

Chapter.1 介護サービスにおける生産性向上のとらえ方

介護サービスにおける生産性向上の必要性と、取り組む意義や考え方を紹介

Chapter.2 生産性向上に向けた改善活動の標準的なステップ

改善活動の進め方、具体的な手順やポイントを紹介

Chapter.3 ツールを活用した改善活動の取組

支援ツールの効果的な活用方法について、具体的な手順やポイントを紹介

- e-ラーニングツール : ガイドラインに掲載された事例を動画で解説し、文章では読み取れない実際の雰囲気や取組のポイントについて理解の促進を図る
- 課題把握ツール : 事業所の課題の見える化や解決に向けた方針決定等を支援する
- 業務時間見える化ツール : 事業所でどのように時間が使われているのかを見える化する



ガイドラインを中心としたツール活用による事業所の取組支援フロー

介護サービスにおける
生産性向上ガイドライン

Chapter.4 取組事例

改善活動の参考例を取組別に紹介



e-ラーニングツール



課題把握ツール



業務時間見える化
ツール

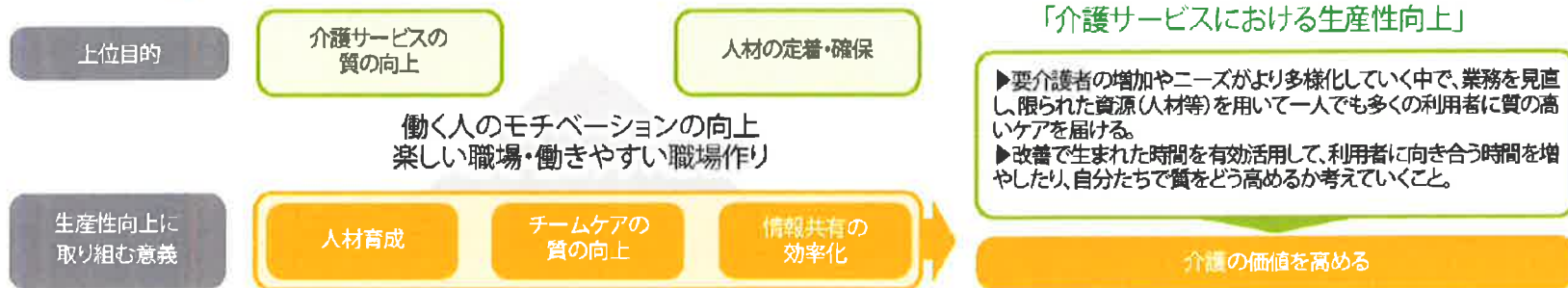
令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

概要

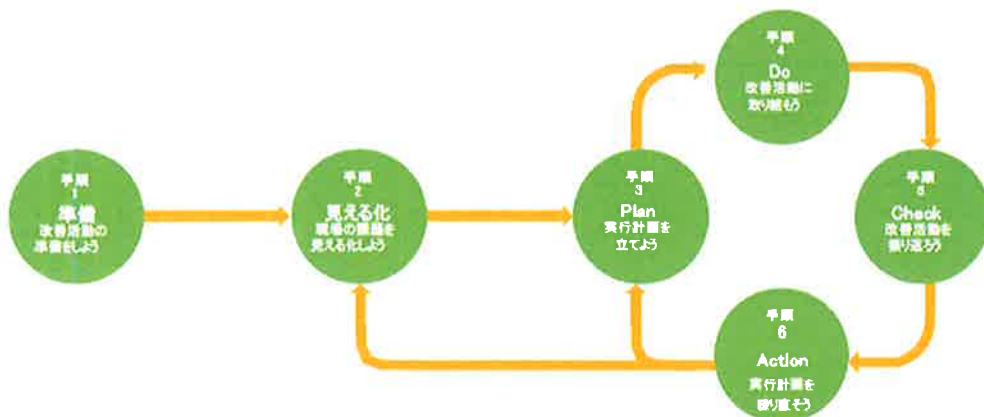
介護サービス事業(居宅サービス分)における生産性向上に資するガイドライン改訂版

Chapter.1 介護サービスにおける生産性向上のとらえ方



Chapter.2 生産性向上に向けた改善活動の標準的なステップ

本ガイドラインは、単なる手引きとしてだけでなく、後述する生産性向上支援ツールを活用し、以下の図で示す1～6の標準的な手順(ステップ)に沿った改善活動への効率的な取組方法をガイドするように作成されている。



ステップ 1	改善活動の準備をしよう	<ul style="list-style-type: none"> 改善活動に取り組むプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトリーダーを決める 経営層から事業所全体への取組開始を宣言する 「e-ラーニングツール①」を通じ、背景を理解し、取組意欲を高める
ステップ 2	現場の課題を捉える化しよう	<ul style="list-style-type: none"> 「e-ラーニングツール②」で生産性向上の一連のプロセスを学ぶ 「課題把握シート」を使い課題を捉える化し、取り組む課題を洗い出す 「業務時間見える化ツール」で業務を定量的に把握する
ステップ 3	実行計画を立てよう	<ul style="list-style-type: none"> 解決する課題を絞り込み、プロジェクトチームで意見交換を行うことで、優先的に取り組むべき課題を決定する(課題分析シート) 課題解決のために必要な取組内容や職員の役割を決定する(改善方針シート) 3か月程度の取組期間(Plan, Do, Check)を目安として、具体的な計画を立てる(進捗管理シート)
ステップ 4	改善活動に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> まずはとにかく取り組み、試行錯誤を繰り返す 大きな成功は小さな成功の積み重ねから生まれるため、まずは小さな成功事例を作り出す
ステップ 5	改善活動を振り返ろう	<ul style="list-style-type: none"> 取組の途中経過を把握し、改善活動におけるゴールを達成するために必要な軌道修正を図る 取組の成果を検証する
ステップ 6	実行計画を繰り返そう	<ul style="list-style-type: none"> 上手くいった点、上手くいかなかった点について分析を加える 優先度が低いと位置付けた課題を含め、改めて取り組む改善活動を検討する 実行計画の取組期間(3か月を目安)を含めて、1年を目安にPDCAサイクルを回し、改善活動を継続させる

令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

概要

介護サービス事業(居宅サービス分)における生産性向上に資するガイドライン改訂版

Chapter.3 ツールを活用した改善活動の取組

本ガイドラインは単なる読み物ではなく、各種ツールを活用しながら実際に介護事業所の生産性向上に取り組む際の手順や取り組み方の詳細を紹介している。

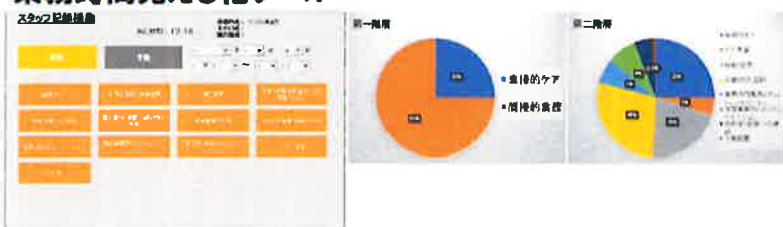
e-ラーニングツール



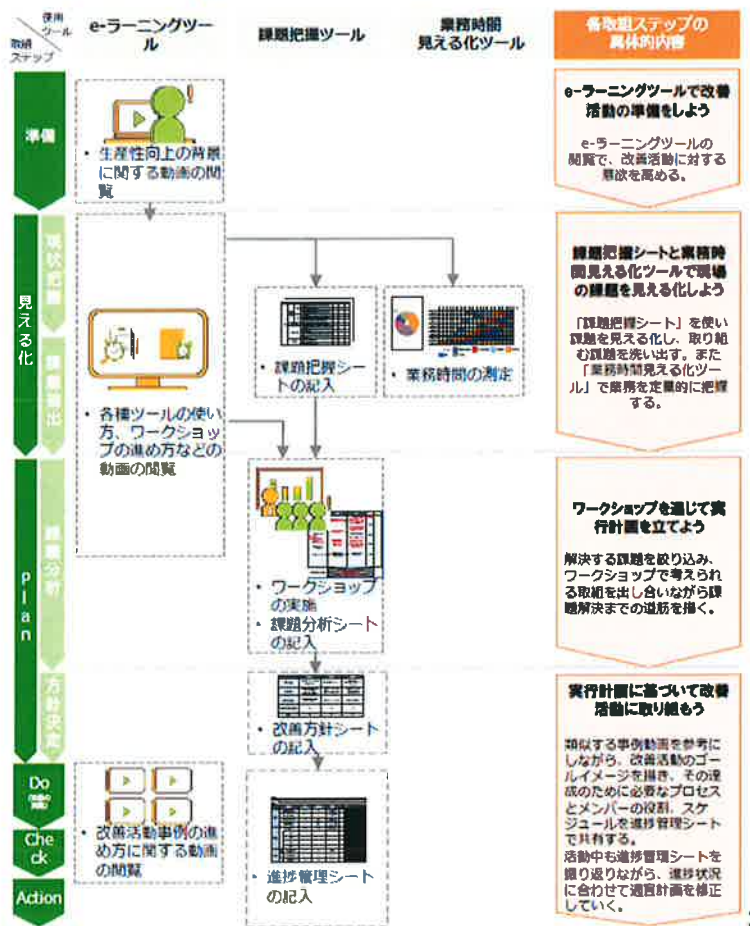
課題把握ツール(例:課題把握シート)

項目	内容	担当者	完了日	備考
課題把握	1. 現状の課題を把握し、改善活動の優先順位を決定し、改善活動を実施しているか			
	2. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	3. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	4. 課題把握シートを適切に活用しているか			
課題把握	5. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	6. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	7. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	8. 課題把握シートを適切に活用しているか			
課題把握	9. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	10. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	11. 課題把握シートを適切に活用しているか			
	12. 課題把握シートを適切に活用しているか			

業務時間見える化ツール



生産性向上支援ツール一式の使用フロー



令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

概要

介護サービス事業(居宅サービス分)における生産性向上に資するガイドライン改訂版

Chapter. 4 取組事例

生産性向上の7つの取組

7つの区分に分類された81の取組事例を掲載している。

	①職場環境の整備	5Sの視点で安全な介護環境と働きやすい職場を整備する。
	②業務の明確化と役割分担	業務の明確化と役割分担の見直しにより、 <u>ムリ・ムダ・ムラ(3M)を削減</u> して、マスターラインを再構築する。
	③手順書の作成	理念やビジョンを基に職員の経験値、知識を可視化・標準化することで、若手を含めた職員全体の熟練度を要請する道筋を作る。
	④記録・報告様式の工夫	項目の見直しやレイアウトの工夫等により、情報を読み解きやすくする。
	⑤情報共有の工夫	ICT等を用いて転記作業の削減、一斉同時配信による報告申し送りの効率化、情報共有のタイムラグを解消する。
	⑥OJTの仕組みづくり	日常業務を通じた人材育成の仕組みをつくる。職員の専門性を高め、リーダーを育成するため、教育内容の統一と指導方法の標準化を図る。
	⑦理念・行動指針の徹底	組織の理念や行動指針に基づいて、 <u>自律的な行動</u> がとれる職員を育成する。

取組事例の整理項目

取組のプロセス(手順)を中心に、取組時のポイント、得られた成果、必要な準備(コスト)とといった観点で事例を紹介している。

①事例番号

- この事例の事例番号を表しています。

②サービス種別

- この事例に取り組んだ事業所のサービス種別を表しています。

③事例分類

- P.8で示した7つの取組のうち、どこにこの事例が位置づけるかを表しています。

④取組時のポイント・工夫

- 目的を達成するために、取り組むべき点、注意すべき点など、取組を円滑に進めるためのポイントを記しています。

⑤図表

- 文章よりも図や表の方が、成果や取組の特徴が伝わる場合に、イメージとして載せています。

④取組内容

- どんな取組をして、どんな結果が得られたかを簡潔に記しています。
- 取り組んだ事業所名とプロジェクトメンバーの人数を示しています。

④課題背景・困り事

- 今回取り組んだ課題背景について記載しています。特に、現場で、どのような課題・困り事が起きていたかを記しています。

④課題解決のプロセス(手順)

- 取組チームが着手してから成果を出すまでのプロセス(手順)をステップ形式で整理しています。向きやすさを併せて記しています。

④成果

- サービスの質の向上を示した質的な成果(左側)と量的な効率化(右側)を示す量的な成果を記しています。

④取組に必要な準備(コスト)

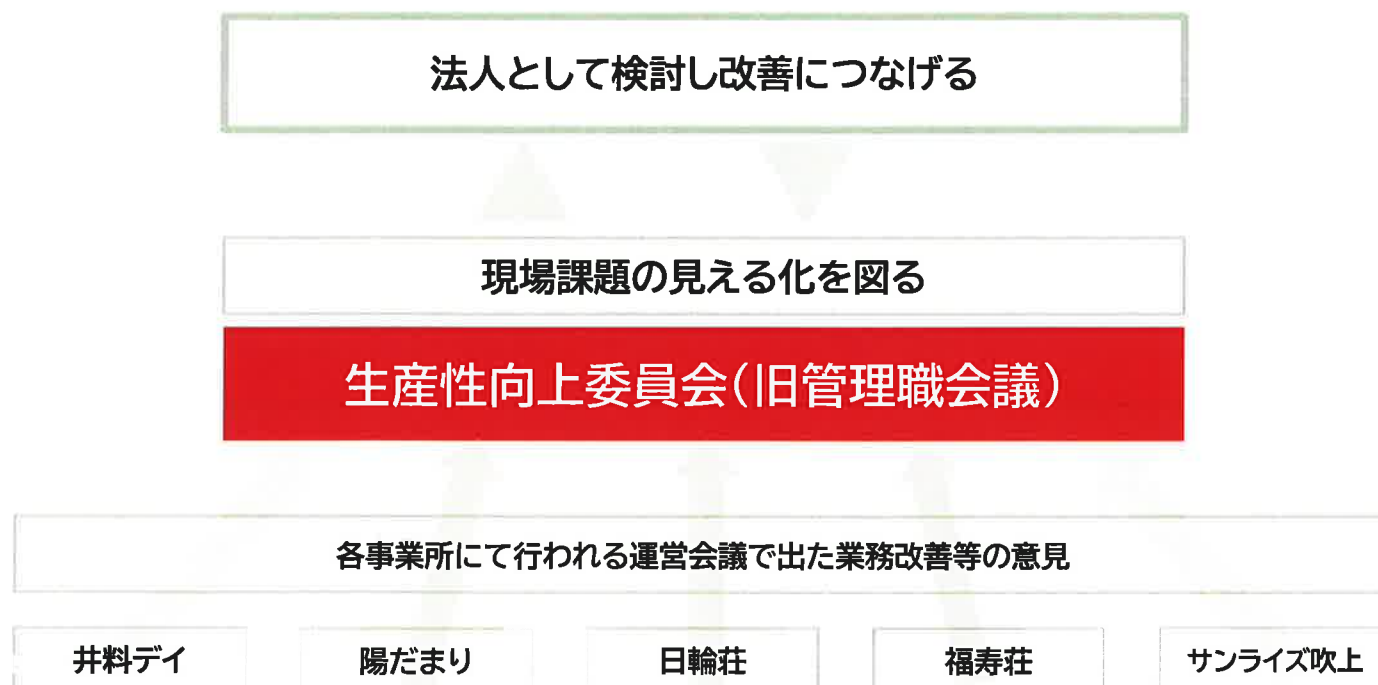
- 取組を遂行するために必要な人的資源のほか、ツールやその維持費などを分けて記しています。

令和6年度 事業計画のポイント②

「生産性向上の取り組み ～生産性向上・職場環境の見直しに向けた継続的な取り組み～」

厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っているという職場環境等要件に対して、生産性向上委員会の立ち上げと活動を行います

【生産性向上委員会の取り扱いについて】



令和6年度 事業計画のポイント③

ポイント②に記載の通り、生産性向上については限りある人的・費用的資源をいかに効率よく動かしながら、必要に応じて各種テクノロジーも活用して、満足度の高い最良のケアの提供が出来、同時に介護する側の働き手にとっても効率的で負担の少ないもの出来るか、ケアの受けて担い手双方にとっての質の向上が一つの重要な課題となります。

最後に今年度の事業所別の取り組みのポイントとしては…

井料デイサービス

基本的ケアの継続と利用者の確保・満足度向上の取り組みや新たな活動の創造を引き続き行い、特に情報発信や活動面では地域の中でも先鋭的な意識を持った発想を取り込む

サンライズ吹上

入居者様・ご家族と職員の連携を強くし、人的な面からもより一層デイサービスと一体的な動きを意識した情報共有とケア実践を行う

小規模多機能ホーム陽だまり

中重度者に焦点を当てた在宅生活継続の限界点を高める取り組みや地域との連携の継続、また最大の連携先であり競合でもある井料デイサービスとのコスト・サービス面での差別化を見出しアピールを行う

グループホーム福寿荘

グループホーム陽だまり日輪荘

空床となった場合の新規入居者（待機者）の確保と現状把握の実施、重度者のケアに係る専門性の拡充や医療体制に係る連携の実施、グループホームでの社会性やご本人の生活歴から考えられる生活リズムの継続などの対応を行う

日々の業務をこなしながら、様々な取り組みを考え動くことは容易ではありませんが、一人ではなく全体として取り組んでいくことで達成していくことが出来ると思われれます。

医療法人誠井会 介護人財が目指すべき全体像(仕組み)

職員一人ひとりには単に業務に当たるだけの存在ではなく、事業所・法人・地域を支える人財です。
 各々のキャリア形成を行いながら、当法人でも働きがいを持ち続けられるようにサポートを行っていきます。

視点	①地域の視点でケアを行う	②法人の視点でケアを行う	③事業所の視点でケアを行う	④職員の視点でケアを行う
職務	管理者・主任・ケアマネジャー (介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)・認知症介護指導者養成研修	生活相談員・介護職員のベテラン職員 (介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)・認知症介護実践リーダー研修 各種マネジメント研修	中堅職員 介護福祉士・実務者研修(旧ヘルパー1級)・認知症介護実践者研修・ファーストステップ研修	新人職員 初任者研修(旧ヘルパー2級) 認知症介護基礎研修
経験年数	5年以上	3年以上	1年以上	1年未満
賃金レンジ (手当) ※部署・雇用形態により変化	管理者手当 主任手当 資格手当・扶養手当・ケアスキルマイスター手当・入浴手当送迎手当・通勤手当・夜勤手当 賞与:年2回 ケアスキルマイスター上級手当 (25,000円)	主任手当資格手当・扶養手当・ケアスキルマイスター手当・入浴手当送迎手当・通勤手当・夜勤手当 賞与:年2回 ケアスキルマイスター中級手当 (12,000円)	資格手当・扶養手当・ケアスキルマイスター手当・入浴手当送迎手当・通勤手当・夜勤手当 賞与:年2回 ケアスキルマイスター初級手当 (8,000円)	資格手当・扶養手当・ケアスキルマイスター手当・入浴手当送迎手当・通勤手当・夜勤手当 賞与:年2回 ケアスキルマイスター基礎手当 (3,000円)
求められる機能	【地域へのアプローチや社会参加】 地域全体を考え・地域づくりの実践・利用者の社会参加の場の検討や支援	【利用者の自己実現に向けた取り組み】 利用者の生活全体を観ることが出来る・他職種との協働の実践・地域状況の理解	【介護現場のリード役】 現場の統括・ケアの実践や改善案の発案・後進の育成	【自身の自立】 ケアの実践・接遇の徹底・リスクマネジメント・良好な縦横の関係構築
育成手段	県や市の主催する研修や講習会への参加・外部研修の講師・法人研修の講師	担当者会議への参加・職能団体が行う研修への参加・マネジメント力や戦略思考を高める研修への参加	施設内研修の講師・専門技能や知識を高めるための外部研修への参加	OJT・施設内研修への参加・基礎技能や知識を高める研修への参加の声掛け
独自のキャリア 段位(CSM)	上級	中級	初級	基礎
求められる能力	新たな地域資源の開発や理解 近隣の方々との交流機会の創出 他事業所との連携 困難場面の対応力 地域課題の解決力 支援内容への提案や改善策の考案 法人全体として考える力 法令順守・危機管理 部門マネジメント	個別の利用者に必要な社会資源について理解している 他サービスや専門職と連携が取れる ケアの目的や方針を共有させることが出来る 現場からの情報収集や逆に情報の提供が出来る ケア全体の質の管理やリスク管理が出来る チームマネジメント	利用者に応じた対応が出来る (認知症等)技術指導が出来る ケアの目的や方針を浸透させることが出来る 質の向上を率先してできる、業務を円滑に実践できる サービスマナー リーダーシップ	身体介護が出来る 生活援助が出来る 精神的なサポートや寄り添いが出来る 福祉用具を安全に使用できる 報連相が確実に出来る ビジネスマナー

各施設の事業目標

大規模（Ⅱ）通所介護サービス（9：00～16：15）

利用料金表（令和6年4月1日現在）

サービス内容略称	旧単価 ※注2	新単価 ※注2	算定	備考
通所介護Ⅲ 5 1 要介護1	604	607	該当する 介護度	【標準型】 1日につき 大規模型のため、区分支給限度基準額の管理については、通常規模型の単位数を用いる
通所介護Ⅲ 5 2 要介護2	713	716		
通所介護Ⅲ 5 3 要介護3	826	830		
通所介護Ⅲ 5 4 要介護4	941	946		
通所介護Ⅲ 5 5 要介護5	1,054	1,059		
入浴介助加算Ⅰ	40	40	該当者	1日につき (Ⅱ)に該当しない入浴介助
入浴介助加算Ⅱ	55	55	該当者	1日につき 自立支援の観点から行う入浴介助
中重度者ケア体制加算	45	45	○	1日につき 要介護3以上の利用者が30%以上
個別機能訓練加算Ⅰ 1	56	56	該当者	1日につき 専門職が専従1名以上配置
個別機能訓練加算Ⅰ 2	85	76	該当者	1日につき 2名以上の専門職を配置している時間帯において算定
認知症加算	60	60	該当者	1日につき 認知症の利用者の割合15%以上(Ⅲ以上)
科学的介護推進体制加算	40			1ヵ月につき LIFE活用したPDCAサイクルの取り組み
送迎減算	-47	-47	該当者	片道につき
サービス提供体制加算 ※注1	Ⅰ	22	○	1日につき 介護福祉士70%以上 介護福祉士50%以上 介護福祉士40%以上
	Ⅱ	18		
	Ⅲ	6		
処遇改善加算Ⅰ ※注1	5.9%	5.9%	○	1ヵ月につき
特定処遇改善加算Ⅱ ※注1	1%	1%	○	1ヵ月につき R6年5月まで算定
ベースアップ等支援加算 ※注1	1.1%	1.1%	○	1ヵ月につき
処遇改善加算Ⅱ ※注1		9%	○	1ヵ月につき R6年6月から算定

霧島市総合事業通所型サービス（10：00～15：00）

※霧島市からの新コードが公開されていない為、国による基準案です。

サービス内容略称	旧単価 ※注2	新単価 ※注2	算定	備考
通所型独自1回数 要支援1	384	436	該当する 介護度	1回につき 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2
通所型独自2回数 要支援2	395	447		
運動器機能向上加算	225			1ヵ月につき
科学的介護推進体制加算	40			1ヵ月につき LIFE活用したPDCAサイクルの取り組み
サービス提供体制加算 ※注1	Ⅱ 1 → Ⅰ 1	72	○	1ヵ月につき 要支援1 介護福祉士70%以上 要支援2 介護福祉士70%以上
	Ⅱ 2 → Ⅰ 2	144	○	
処遇改善加算Ⅰ ※注1	5.9%	5.9%	○	1ヵ月につき
特定処遇改善加算Ⅱ ※注1	1%	1%	○	1ヵ月につき R6年5月まで算定
ベースアップ等支援加算 ※注1	1.1%	1.1%	○	1ヵ月につき
処遇改善加算Ⅱ ※注1		9%	○	1ヵ月につき R6年6月から算定

※注1）サービス提供体制加算及び処遇改善加算関係加算については、支給限度額管理外となります。

※注2）上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

昼食代・・・1食あたり 600円

生きがいデイサービス（自主事業）※要相談

基本料金<1回あたり>	費支援者	2,300円	昼食代	600円	入浴代	400円
	要介護1～5	3,600円				

【改定事項について】

- ・豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・身体的拘束等の適正化の推進
- ・通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- ・リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ・通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ・科学的介護推進体制加算の見直し
- ・アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ・テレワークの取扱い
- ・外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ・通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ・特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ・通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

各施設の事業目標

令和6年4月からの介護報酬改定

有料居宅介護支援事業所

居宅介護支援

サービス内容略称	旧単価	新単価	備考	
居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ)	1,076	1,086	1ヵ月につき 要介護1・2	
居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ)	1,398	1,411	1ヵ月につき 要介護3～5	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント		新単価1,031	1ヵ月につき (同一建物・同一敷地内・隣接敷地内)	
特定事業所加算	I	505	519	1ヵ月につき
	II	407	421	1ヵ月につき
	III	309	323	1ヵ月につき
初回加算	300	300	1ヵ月につき	
入院時情報連携加算	I	200	250	1ヵ月につき
	II	100	200	
退院・退所加算	連携1	450	450	1ヵ月につき
	連携2	600	600	

介護予防支援

サービス内容略称	旧単価	新単価	備考
介護予防支援	438	472	1ヵ月につき 要支援1・2
初回加算	300	300	1ヵ月につき

(旧単価)

居宅介護支援費 (要介護1・2)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
1,076	309	1,385
居宅介護支援費 (要介護3～5)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
1,398	309	1,707



(新単価)

居宅介護支援費 (要介護1・2)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
1,086	323	1,409
居宅介護支援費 (要介護3～5)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
1,411	323	1,734

(新単価)

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント (サンライズ次上入居者を担当した場合)	居宅介護支援費 (要介護1・2)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
	1,031	323	1,354
	居宅介護支援費 (要介護3～5)	特定事業所加算Ⅲ	合計単価
1,340	323	1,663	

【改定事項について】

- ・居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ・居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い(予防のみ)
- ・他のサービス事業所との連携によるモニタリング
- ・入院時情報連携加算の見直し
- ・通院時情報連携加算の見直し
- ・ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・身体的拘束等の適正化の推進
- ・ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ・テレワークの取扱い
- ・公正中立性の確保のための取組の見直し
- ・介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)
- ・介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
- ・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ・特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ・特別地域加算の対象地域の見直し

各施設の事業目標

小規模多機能型居宅介護

利用料金表（令和6年4月1日現在）

サービス内容略称	旧単価	新単価	備考	
予小規模多機能1 1	3,438	3,450	1ヵ月につき 要支援1	
予小規模多機能1 2	6,948	6,972	1ヵ月につき 要支援2	
小規模多機能1 1	10,423	10,458	1ヵ月につき 要介護1	
小規模多機能1 2	15,318	15,370	1ヵ月につき 要介護2	
小規模多機能1 3	22,283	22,359	1ヵ月につき 要介護3	
小規模多機能1 4	24,593	24,677	1ヵ月につき 要介護4	
小規模多機能1 5	27,117	27,209	1ヵ月につき 要介護5	
初回加算	30	30	1日につき	
認知症加算	I	800	920	1ヵ月につき 認知症介護指導者研修及び実践リーダー研修修了者配置 実践リーダー研修修了者配置 現行のIと同じ 現行のIIと同じ
	II	500	890	
	III		(760)	
	IV		(460)	
総合マネジメント 体制強化加算 ※	I	1,000	(1,200)	1ヵ月につき 他職種協働・地域活動・相談体制・包括的計画・その他
	II		800	
看護職員配置加算Ⅲ	480	480	1ヵ月につき 常勤換算で1名以上(看護師又は准看護師)	
科学的介護推進体制加算	40	40	1ヵ月につき LIFE活用したPDCAサイクルの取り組み	
サービス提供体制加算 ※	I	750	750	1ヵ月につき 介護福祉士70%以上 介護福祉士50%以上 介護福祉士40%以上
	II	(640)	(640)	
	III	350	350	
処遇改善加算Ⅰ	※	10.2%	10.2%	1ヵ月につき
特定処遇改善加算Ⅱ	※	1.2%	1.2%	1ヵ月につき R6年5月まで算定
ベースアップ等支援加算	※	1.7%	1.7%	1ヵ月につき
処遇改善加算Ⅱ	※		14.6%	1ヵ月につき R6年6月から算定

※) 総合マネジメント体制強化加算及びサービス提供体制加算及び処遇改善加算関係加算については、支給限度額管理外となります。

注) 上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

介護保険対象外

内容	食事代		宿泊代	その他
金額	朝食	280円	1,500円/1泊	おむつ代や理美容代は実費
	昼食	600円		
	夕食	550円		

【改定事項について】

- ・ 総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 身体的拘束等の適正化の推進
- ・ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ・ 科学的介護推進体制加算の見直し
- ・ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ・ テレワークの取扱い
- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ・ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ・ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ・ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- ・ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ・ 特別地域加算の対象地域の見直し

各施設の事業目標

認知症対応型共同生活介護

利用料金表（令和6年4月1日現在）

サービス内容略称	旧単価	新単価	備考	
予認知症共同介護Ⅱ	760	761	1日につき 要支援2	
認知症共同介護Ⅰ	764	765	1日につき 要介護1	
認知症共同介護Ⅱ	800	801	1日につき 要介護2	
認知症共同介護Ⅲ	823	824	1日につき 要介護3	
認知症共同介護Ⅳ	840	841	1日につき 要介護4	
認知症共同介護Ⅴ	858	859	1日につき 要介護5	
初回加算	30	30	1日につき	
医療連携体制加算	Ⅰ（Ⅰハ）	39	37	1日につき 看護師を1名以上配置（※医療機関・訪問STとの連携でも可） 看護職員（准看・正看）を常勤換算で1名以上 看護師を常勤換算で1名以上配置
	Ⅱ（Ⅰロ）	49	47	
	Ⅲ（Ⅰイ）	59	57	
医療連携体制加算（Ⅱ）			1日につき	医療的ケアが必要な入居者が1名以上であること
協力医療機関連携加算		100	1ヵ月につき	協力医療機関における相談・診療・急変時対応等及び定期的な会議
科学的介護推進体制加算	40		1ヵ月につき	LIFE活用したPDCAサイクルの取り組み
サービス提供体制加算	Ⅰ	22	22	1日につき 介護福祉士70%以上 介護福祉士60%以上 介護福祉士50%以上
	Ⅱ	18	18	
	Ⅲ	6	6	
処遇改善加算Ⅰ	11.1%	11.1%	1ヵ月につき	
特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	2.3%	1ヵ月につき	R6年5月まで算定
ベースアップ等支援加算	2.3%	2.3%	1ヵ月につき	
処遇改善加算Ⅱ		17.8%	1ヵ月につき	R6年6月から算定

注）上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

介護保険対象外

内容	食事代		宿泊代	水道光熱費	その他
	朝食	280円			
金額	昼食	600円	1,000円/1泊	300円/1日	リネン代3,500円/月 おむつ代や理美容等は実費
	夕食	550円			

【改定事項について】

- ・認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ・協力医療機関との連携体制の構築
- ・協力医療機関との定期的な会議の実施
- ・入院時等の医療機関への情報提供
- ・高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ・施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ・科学的介護推進体制加算の見直し
- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ・テレワークの取扱い
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ・介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ・認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し
- ・外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

各施設の事業目標

認知症対応型共同生活介護

利用料金表（令和6年4月1日現在）

サービス内容略称	旧単価	新単価	備考
予認知症共同介護Ⅰ2	760	761	1日につき 要支援2
認知症共同介護Ⅰ1	764	765	1日につき 要介護1
認知症共同介護Ⅰ2	800	801	1日につき 要介護2
認知症共同介護Ⅰ3	823	824	1日につき 要介護3
認知症共同介護Ⅰ4	840	841	1日につき 要介護4
認知症共同介護Ⅰ5	858	859	1日につき 要介護5
初回加算	30	30	1日につき
医療連携体制加算	Ⅰ（Ⅰハ）	39	1日につき 看護師を1名以上配置（※医療機関・訪看STとの連携でも可） 看護職員（准看・正看）を常勤換算で1名以上 看護師を常勤換算で1名以上配置
	Ⅱ（Ⅰロ）	49	
	Ⅲ（Ⅰイ）	59	
医療連携体制加算（Ⅱ）			1日につき 医療的ケアが必要な入居者が1名以上であること
協力医療機関連携加算		100	1ヵ月につき 協力医療機関における相談・診察・急変時対応等及び定期的な会議
科学的介護推進体制加算	40		1ヵ月につき LIFE活用したPDCAサイクルの取り組み
サービス提供体制加算	Ⅰ	22	1日につき 介護福祉士70%以上 介護福祉士60%以上 介護福祉士50%以上
	Ⅱ	18	
	Ⅲ	6	
処遇改善加算Ⅰ	11.1%	11.1%	1ヵ月につき
特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	2.3%	1ヵ月につき R6年5月まで算定
ベースアップ等支援加算	2.3%	2.3%	1ヵ月につき
処遇改善加算Ⅱ		17.8%	1ヵ月につき R6年6月から算定

注）上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

介護保険対象外

内容	食事代		宿泊代	水道光熱費	その他
金額	朝食	280円	1,000円/1泊	300円/1日	リネン代3,500円/月 おむつ代や理美容等は実費
	昼食	600円			
	夕食	550円			

【改定事項について】

- ・ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ・ 協力医療機関との連携体制の構築
- ・ 協力医療機関との定期的な会議の実施
- ・ 入院時等の医療機関への情報提供
- ・ 高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ・ 施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ・ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ・ 科学的介護推進体制加算の見直し
- ・ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ・ テレワークの取扱い
- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ・ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ・ 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し
- ・ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

